

## 中津市民病院公衆無線ネットワーク利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、診察待ち時間中の外来患者、入院患者及び患者家族等(以下、「利用者」という。)の利用を目的に、中津市民病院(以下、「病院」という。)が整備した公衆無線ネットワーク(以下、「無線ネットワーク」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所及び利用時間は、別表のとおりとする。

### (無線ネットワークの利用)

第3条 利用者は、下記の条件のもと、無線ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。利用者はこの規約に同意したものとみなす。
- (2) 利用に当たり必要な通信機器(無線 LAN(Wi-Fi)機能及びWebブラウザ等を搭載したパーソナルコンピュータ、スマートフォン等)は利用者が準備するものとする。
- (3) 利用料金は無料とする。
- (4) 利用者は他の施設利用者に迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。特に音量については、他の施設利用者の迷惑となる場合は消音又はイヤホンを使用すること。
- (5) 病院は設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- (6) 適正な利用のために利用者ログを取得し、必要に応じて病院職員が利用者ログを確認できるものとする。
- (7) インターネット上の有料サービスを利用する場合は利用者負担とする。
- (8) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。

### (禁止事項)

第4条 利用者は、法令等に定めるもののほか、無線ネットワークの利用を通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者のプライバシー、著作権、その他の権利又は法律上保護すべき利益を侵害する行為又は与えるおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる場合のほか、病院又は第三者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 病院又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反し、又はおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規

定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為

- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを提供する行為
- (8) 通信販売、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量メールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に反し、もしくは違反するおそれがある行為又は病院が不適切と判断する行為

2 前項各号に掲げる行為によって病院又は第三者に損害を生じさせた場合は、当該行為を行った者は、その損害に対する全ての法的責任を負うものとし、病院は一切責任を負わないものとする。

3 病院は、第1項各号に掲げる事項に該当する行為を助長するおそれのある Web サイトへの接続を制限することができる。

(利用の停止)

第6条 病院は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに無線ネットワークの利用を停止することができる。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) 治療や療養上、制限する必要があると病院が判断した場合
- (4) その他利用者として病院が不適切と判断した場合

(損害賠償責任)

第7条 病院は、利用者が本規約に違反することにより損害を被ったときは、利用者に対し、その賠償を請求できるものとする。

(運用の中止要件)

第8条 病院は、次のいずれかに該当する場合、無線ネットワーク利用の運用を中止することができる。

- (1) システム保守及び施設設備の点検・工事を行う場合
- (2) 地震、洪水、津波等その他の非常事態により、無線ネットワークの運用が通常とおり行うことができない場合
- (3) 無線ネットワークに係るネットワーク環境の障害や機器の故障等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その一時的な中断を必要と判断した場合

2 無線ネットワークの運用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても。

理由を問わず、病院は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第9条 病院は、利用者が無線ネットワークの利用を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につきいかなる保証も行わないものとする。

2 無線ネットワークの提供に際し、利用者の通信機器がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい等発生した利用者の損害について、病院は一切の責めを負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が無線ネットワークへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により利用ができない場合があっても病院は一切の責めを負わないものとする。

5 利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院はその責めを一切負わないものとする。

6 病院は無線ネットワークにおける通信速度を保証しないものとする。

(本規約の変更等)

第10条 病院は利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更及び無線ネットワークの全部又は一部を廃止することができる。

附則

この規約は、令和5年9月 25 日から施行する。

別表(第2条関係)

利用場所	利用時間
一般外来	平日7時 45 分から 17 時
病棟	6 時から 21 時
小児救急センター	平日 19 時から 22 時 土 12 時から 22 時 日・祝日 9 時から 22 時